

経税部
だより

相続発生後の相続税の節税ポイント

税理士 黒岩 哲夫

はじめに、一般的に相続税対策と言えば、相続開始前の対策が多いようであるが、相続発生後に

1. 配偶者に対する相続税額の軽減について

被相続人の配偶者が相続又は遺贈により、財産を取得した場合について、相続財産は夫婦の協力により財産形成したもので、今後の配偶者の生活維持するため等にとられた特例措置である。(注) 婚姻期間による制限はない。

税額軽減額の算式

$$\left. \begin{array}{l} \text{課税価格の合計額} \times \frac{1}{2} \\ 1 \text{億}6 \text{千万円} \\ \text{配偶者の実際取得額} \end{array} \right\} \text{多い方} \left. \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right\} \text{いずれか少ない方} \times \text{相続税の総額} = \text{配偶者の税額軽減額}$$

課税価格の合計額

(注) ①配偶者の相続した財産が、1億6千万円か法定相続分(子供がいる場合は2分の1)いずれか多い方の金額までは相続税はかからない。
②特例適用要件は、原則として相続税の申告期限までに遺産分割が行われている場合に限るのであるが、その他一定の要件に該当する場合に必要な手続きを行えば税額軽減が受けられる。

・計算事例Ⅰ

①夫婦甲及び乙、子供丙・丁の家族構成である。甲は10億、乙は5億の財産を有している。

②甲の死亡により乙が甲の遺産の2分の1を相続し、配偶者に対する相続税額の軽減特例を適用する場合、尚、各相続人の相続分は法定相続分とする。以下同様。

・計算事例Ⅱ

上記計算事例Ⅰにおいて、第1次相続発生後、まもなく第2次相続が発生し、配偶者に対する相続税額の軽減特例を適用しない場合。

図2のとおり、第1次相続と第2次相続の合計納付税額 a + b = 5億7,310万円となる。

(注) 計算上、葬式費用や債務控除は考慮していない、以下同様。

・検討

今回の事例Ⅰのように、配偶者が相続人の場合、配偶者の税額軽減の特例を受けるのが一般的なようだが、第1次相続発生後続いて第2次相続が発生した場合(例えば、甲が死亡した半年後に乙も死亡したような場合)には、配偶者に対する相続税額の軽減の特例を適用しない場合。

2. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例

の負担に大きな差異が生じるので留意する。

個人が相続又は遺贈(平成27年1月1日以後)により、一定の特例適用要件を満たす図4の宅地等取得したすべての宅地等のうち一定の面積までの部分については、次の一定の割合の減額を行った価額を相続税の課税価格に算入する。

3. 土地(宅地)の分割による評価額の引き下げ

宅地の評価は、評価単位として1画地の宅地ごとに評価する。その評価は、被相続人が所有していた1画地を相続発生時の状況での評価ではなく、その後の分割協議等で決定した相続後の各相続人が取得した土地を各々の1画地の土地として評価する(図5参照)。

以上より、分割後の宅地を各々1画地として評価し、その合計価額(①+②)288,000,000円の方が全体を1画地として評価した価額302,716,800円より、差額14,716,800円安くなる。但し、①分割が不合理分割にならないように、②分割に当たり、分筆登記を行う

図4

	小規模宅地等の区分	減額割合
①	a. 特定事業用宅地	80%
	b. 特定居住用宅地等	
	c. 特定同族会社事業用宅地等	
②	d. 貸付事業用宅地等	50%

図1

税額軽減額の算式

$$\left. \begin{array}{l} \text{課税価格の合計額} \times \frac{1}{2} \\ 1 \text{億}6 \text{千万円} \\ \text{配偶者の実際取得額} \end{array} \right\} \text{多い方} \left. \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right\} \text{いずれか少ない方} \times \text{相続税の総額} = \text{配偶者の税額軽減額}$$

課税価格の合計額

(注) ①配偶者の相続した財産が、1億6千万円か法定相続分(子供がいる場合は2分の1)いずれか多い方の金額までは相続税はかからない。
②特例適用要件は、原則として相続税の申告期限までに遺産分割が行われている場合に限るのであるが、その他一定の要件に該当する場合に必要な手続きを行えば税額軽減が受けられる。

図2

計算事例Ⅰ

・第1次相続(甲死亡)

①課税価格の合計額	9億5,200万円(10億円-基礎控除4,800万円)
②相続税の総額	3億5,620万円
③納付すべき税額	乙の税額 0円
	丙の税額 8,905万円
	丁の税額 8,905万円
	合計 1億7,810万円

…a (配偶者の軽減税額は1億7,810万円)

・第2次相続(乙死亡)

①課税価格の合計額	9億5,800万円
	(乙の遺産5億円+甲からの遺産5億円-基礎控除4,200万円)
②相続税の総額	3億9,500万円
③納付すべき税額	丙の税額 1億9,750万円
	丁の税額 1億9,750万円
	合計 3億9,500万円…b

図3

計算事例Ⅱ

・第1次相続(甲死亡)

①課税価格の合計額	9億5,200万円
	(10億円-基礎控除4,800万円)
②相続税の総額	3億5,620万円
③納付すべき税額	乙の税額 1億7,810万円
	丙の税額 8,905万円
	丁の税額 8,905万円
	合計 3億5,620万円…a

・第2次相続(乙死亡)

①課税価格の合計額	7億7,990万円
	(10億円-乙の納付すべき税額1億7,810万円-基礎控除4,200万円)
②相続税の総額	3億5,950万円
③納付すべき税額	丙の税額 6,392万5,000円
	丁の税額 6,392万5,000円
	合計 1億2,785万円…b

(③の計算上、丙、丁、各々8,905万円の相次相続控除適用後の金額である)

図5

1画地の宅地を分割し、別々の相続人が取得する場合の宅地評価 具体事例(普通住宅地区)

〈分割前〉宅地

〈分割後〉宅地

〈計算例〉

(路線価)(奥行価格補正率)(路線価)

(450,000円 × 0.92 + 350,000円) ×

(奥行価格補正率)(二方路線影響加算率)(地積)

0.92 × 0.02 × 720m² = 302,716,800円

〈計算例〉

①A地の評価額

(路線価)(地積)

450,000円 × 1.00 × 360m² = 162,000,000円

②B地の評価額

(路線価)(地積)

350,000円 × 1.00 × 360m² = 126,000,000円

に際し、隣地との境界面を定める際、改めて、測量することにより地積に増減が生ずる場合があるので十分留意されたい。